

大阪広域水道企業団ホームページバナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、大阪広域水道企業団ホームページ（以下「企業団ホームページ」という。）に掲載する民間企業等のバナー広告の表現について、大阪広域水道企業団広告取扱規程、大阪広域水道企業団広告掲載基準及び大阪広域水道企業団ホームページ広告掲載要領に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するために留意しなければならない事項を定めることを目的とする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（警告表示）
- (3) ラジオボタン（選択肢の表示）
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (6) その他、入力等の操作ができると誤解させるおそれのあるもの

(G I Fアニメ)

第3条 G I Fアニメを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) コントラスト（明度差）の強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) 画面が点滅するものは、点滅間隔を0.4秒以上とする。

(企業団ホームページとの区別)

第4条 ユーザーが企業団ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又はユーザーが大阪広域水道企業団の事業であると錯誤するおそれのある表現は使用してはならない。

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成24年10月1日から施行する。